



三重県公報

令和8年3月27日 (金)

第 705 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
16	三重県公印規則の一部を改正する規則	(文書・情報公開課)	3
17	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	3
18	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	7
19	三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則	(ダイバーシティ社会推進課)	11
告 示			
189	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	11
190	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	11
191	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	12
192	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	12
193	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	12
194	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	12
195	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	13
196	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	13
197	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(児童相談支援課)	13
198	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	14
199	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	(水産資源管理課)	18
200	県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(県土整備総務課)	18
201	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	19
202	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	19
203	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都 市 政 策 課)	19
204	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(教 育 委 員 会)	20
公 安 委 告 示			
7	警備員指導教育責任者講習の実施	(公 安 委 員 会)	21
8	機械警備業務管理者講習の実施	(同)	23
訓 令			
2	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	(人 事 課)	24
議 会 訓 令			
2	三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令	(県 議 会)	36

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	36
同件	(同)	36
農用地利用集積等促進計画の認可の取消	(同)	37
土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	37
同件	(同)	38
換地処分を行った旨	(同)	38
基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	38
公共測量が終了した旨の通知	(同)	38
同件	(同)	39
同件	(同)	39
都市計画事業の認可を受けた旨	(都市政策課)	39
都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨	(下水道事業課)	39

規 則

三重県公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十六号

三重県公印規則の一部を改正する規則

三重県公印規則（昭和三十二年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中

紀州県税事務所（二） 伊勢保健所（二） 中央児童相談所 （二）（三）（四）（五） （六） 工業研究所（二）（三） （三の2） 水産研究所（二）（三） 松阪建設事務所（二）	を	紀州県税事務所（二） 伊勢保健所（二） 北勢児童相談所（二） 中央児童相談所（四）（五） （六） 工業研究所（二）（三） （三の2） 水産研究所（二）（三） 松阪建設事務所（二）	に改める。
---	---	---	-------

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和三十九年三重県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（指定障害児通所支援事業者等の指定の変更の申請） 第七条の二 法第二十一条の五の二十第一項の規定による指定障害児通所支援事業者又は法第二十四条の十三第一項の規定による指定障害児入所施設の指定の変更の申請は、 <u>第八号様式</u> によるものとする。	（指定障害児通所支援事業者等の指定の変更の申請） 第七条の二 法第二十一条の五の二十第一項の規定による指定障害児通所支援事業者又は法第二十四条の十三第一項の規定による指定障害児入所施設の指定の変更の申請は、 <u>第八号様式の二</u> によるものとする。

第八号様式を次のように改める。

第8号様式(第7条、第7条の2関係)

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
 指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
 指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
 指定 申請書

年 月 日

三重県知事 殿

所在地
 申請者 名 称
 代表者

表題の事業所・施設に係る指定/指定の更新/指定の変更を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号(13桁)								
申請者 (設置者)	フリガナ 名称									
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)								
	連絡先	電話番号	(内線)							
		E-mailアドレス								
	法人等の種類									
代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年 月日					
	代表者の住所	(郵便番号 -)								
指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ 名称									
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 -)								
	多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○									
	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービスの指定を申請するものに○	今回の指定(更新・変更)申請をする対象事業等に○	既に指定を受けている事業に○	事業の開始予定年月日	本申請書に添付して提出する様式(付表)			
	指定障害福祉サービス事業所	居宅介護					付表1			
		重度訪問介護					付表1			
		同行援護					付表1			
		行動援護					付表1			
		療養介護					付表2			
		生活介護					付表3			
		短期入所					付表4			
		重度障害者等包括支援					付表5			
		自立訓練(機能訓練)					付表6			
		自立訓練(生活訓練)					付表6			
		就労選択支援					付表7			
就労移行支援						付表8				
就労継続支援A型						付表9				
就労継続支援B型					付表9					
就労定着支援					付表10					
自立生活援助					付表11					
共同生活援助					付表12					
指定障害者支援施設(施設入所支援)					付表13					
指定一般相談支援事業所	地域移行支援				付表14					
	地域定着支援				付表14					
指定特定相談支援事業所					付表15					
指定障害児通所支援事業所	児童発達支援				付表16					
	放課後等デイサービス				付表16					
	居宅訪問型児童発達支援				付表17					
	保育所等訪問支援				付表18					
指定障害児入所施設					付表19/20					
指定障害児相談支援事業所					付表15					
【既に指定を受けている場合】事業所番号										

(備考)

- 1 本申請書の表題は、指定の更新の申請の際には「指定更新申請書」に、指定の変更の申請の際には「指定変更申請書」に変更して使用してください。
- 2 「法人等の種類」欄には、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 3 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をする事業及び既に指定を受けている事業のそれぞれに「○」を記載してください。
- 4 「【既に指定を受けている場合】事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。
- 5 「事業の開始予定年月日」欄については、更新の場合にあっては、現に受けている指定の有効期間満了日を記載してください。

第八号様式の二を削る。

第九号様式を次のように改める。

第9号様式(第8条関係)

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
 指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
 指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
 変更届出書

年 月 日

三重県知事 殿

所在地
 申請者 名称
 代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

- 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先(以下「指定権者」という。)と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先(以下「監督権者」という。)が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所(施設)の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス(□)に✓を付してください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

		法人番号(13桁)				
		事業所番号				
指定を受けた内容を変更した事業所又は施設		名称				
		所在地				
サービスの種類						
変更年月日		年 月 日				
変更があった事項(該当に○)		変更の内容				
	事業所(施設)の名称	(変更前)				
	事業所(施設)の所在地					
	事業所(施設)の連絡先(電話番号)					
	申請者の名称					
	申請者の主たる事務所の所在地					
	申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名					
	法人等の種類					
	登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)					
	共生型サービスの該当有無					
	事業所(施設)の構造概要・平面図・設備の概要					
	障害児対象事業の該当有無					
	利用する障害児の推定数					
	利用者又は入所者の定員	(変更後)				
	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴					
	サービス管理(提供)責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴					
	指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴					
	運営規程					
	協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容					
	提携就労支援機関の名称					
	提供する障害福祉サービス等の種類					
	第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等					
	事業実施形態(事業所の種別等)					
	従業者の勤務の体制及び勤務形態					
	その他					

- (備考) 1 変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。
- 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定により行われ、同日以後に受理された申請又は届出については、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年三重県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（指定の変更の申請）</p> <p>第二条の二 法第三十七条及び第三十九条の規定による指定の変更の申請は、<u>第一号様式</u>によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（指定の変更の申請）</p> <p>第二条の二 法第三十七条及び第三十九条の規定による指定の変更の申請は、<u>第一号様式の二</u>によるものとする。</p>

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条、第2条の2関係)

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
指定 申請書

年 月 日

三重県知事 殿

所在地
申請者 名称
代表者

表題の事業所・施設に係る指定/指定の更新/指定の変更を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

Application form with multiple sections: 申請者(設置者), 指定を受けようとする事業所・施設の種類の表, and 備考. Includes fields for name, address, contact info, and a detailed table of service types.

(備考)

- 1 本申請書の表題は、指定の更新の申請の際には「指定更新申請書」に、指定の変更の申請の際には「指定変更申請書」に変更して使用してください。
2 「法人等の種類」欄には、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
3 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をする事業及び既に指定を受けている事業のそれぞれに「○」を記載してください。
4 「【既に指定を受けている場合】事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。
5 「事業の開始予定年月日」欄については、更新の場合にあっては、現に受けている指定の有効期間満了日を記載してください。

第一号様式の二を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
 指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
 指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
 変更届出書

年 月 日

三重県知事 殿

所在地
 申請者 名称
 代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

- 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先(以下「指定権者」という。)と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先(以下「監督権者」という。)が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所(施設)の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス(□)に✓を付してください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

法人番号(13桁)					
事業所番号					
指定を受けた内容を変更した事業所又は施設		名称			
		所在地			
サービスの種類					
変更年月日			年	月	日
変更があった事項(該当に○)			変更の内容		
事業所(施設)の名称	(変更前)				
事業所(施設)の所在地					
事業所(施設)の連絡先(電話番号)					
申請者の名称					
申請者の主たる事務所の所在地					
申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名					
法人等の種類					
登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)					
共生型サービスの該当有無					
事業所(施設)の構造概要・平面図・設備の概要					
障害児対象事業の該当有無					
利用する障害児の推定数					
利用者又は入所者の定員	(変更後)				
管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴					
サービス管理(提供)責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴					
指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴					
運営規程					
協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容					
提携就労支援機関の名称					
提供する障害福祉サービス等の種類					
第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等					
事業実施形態(事業所の種別等)					
従業者の勤務の体制及び勤務形態					
その他					

- (備考) 1 変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。
 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により行われ、同日以後に受理された申請又は届出については、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十九号

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則

三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成十年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公衆の縦覧）</p> <p>第四条 条例第二条第六項の公衆の縦覧は、インターネットを利用して行う。</p> <p>（事業報告書等の閲覧及び謄写）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 条例第八条第一項（条例第十九条において準用する場合を含む。）の閲覧及び謄写については、三重県環境生活部において行う。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（公衆の縦覧）</p> <p>第四条 条例第二条第六項の公衆の縦覧は、三重県環境生活部において行う。</p> <p>（事業報告書等の閲覧及び謄写）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 条例第八条第一項（条例第十九条において準用する場合を含む。）の閲覧及び謄写については、第四条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「公衆の縦覧」とあるのは「閲覧又は謄写」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 189 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
別名かとう整形外科	四日市市別名二丁目 10 番 24 号	令和 8 年 3 月 1 日
津かわもと救急・内科クリニック	津市大里窪田町字下沢 2862-1	令和 8 年 3 月 1 日
くぼた薬局	津市大里窪田町 2862 番 2	令和 8 年 3 月 1 日
医心館 訪問看護ステーション 鈴鹿	鈴鹿市末広東 5 番 21 号	令和 8 年 2 月 1 日
訪問看護ステーション こころの杜	津市藤方 2138 番地 24	令和 8 年 2 月 1 日
訪問看護 西井	松阪市曾原町 811-1	令和 8 年 2 月 1 日

三重県告示第 190 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町大字上野 70 番地 1	名称：御浜町立尾呂志診療所	令和 7 年 7 月 1 日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1	所在地：南牟婁郡御浜町大字上野 70 番地 1	令和 7 年 7 月 1 日

三重県告示第 191 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
竹内眼科	津市雲出本郷町 1905	令和 8 年 2 月 20 日
中森内科	津市観音寺町 799-7 T T C ビル	令和 8 年 2 月 28 日
くわやま整形外科リハビリクリニック	伊勢市西豊浜町 108 番地	令和 8 年 2 月 28 日
伊勢志摩レディスクリニック	伊勢市黒瀬町 671-20	令和 7 年 9 月 1 日
医療法人ネオポリス診療所	員弁郡東員町笹尾東 2-5-5	令和 7 年 12 月 20 日
島勝診療所	北牟婁郡紀北町島勝浦 315	令和 7 年 12 月 31 日
アクア薬局羽津店	四日市市羽津山町 4-27	令和 8 年 1 月 16 日
つばめ薬局	津市野田 779 番 1	令和 8 年 2 月 28 日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1	令和 8 年 1 月 23 日
ネオ薬局	員弁郡東員町笹尾東 2 丁目 5-6	令和 7 年 12 月 31 日

三重県告示第 192 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
O I C 訪問歯科診療部	志摩市阿児町鶴方 5019 番地	令和 8 年 1 月 27 日

三重県告示第 193 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
別名かとう整形外科	四日市市別名二丁目 10 番 24 号	令和 8 年 3 月 1 日
津かわもと救急・内科クリニック	津市大里窪田町字下沢 2862-1	令和 8 年 3 月 1 日
くぼた薬局	津市大里窪田町 2862 番 2	令和 8 年 3 月 1 日
医心館 訪問看護ステーション 鈴鹿	鈴鹿市末広東 5 番 21 号	令和 8 年 2 月 1 日
訪問看護ステーション こころの杜	津市藤方 2138 番地 24	令和 8 年 2 月 1 日
訪問看護 西井	松阪市曾原町 811-1	令和 8 年 2 月 1 日

三重県告示第 194 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和8年3月27日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町大字上野70番地1	名称：御浜町立尾呂志診療所	令和7年7月1日
御浜町立尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町大字上野70の1	所在地：南牟婁郡御浜町大字上野70番地1	令和7年7月1日

三重県告示第195号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和8年3月27日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
竹内眼科	津市雲出本郷町1905	令和8年2月20日
中森内科	津市観音寺町799-7 T T Cビル	令和8年2月28日
くわやま整形外科リハビリクリニック	伊勢市西豊浜町108番地	令和8年2月28日
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町671-20	令和7年9月1日
医療法人ネオポリス診療所	員弁郡東員町笹尾東2-5-5	令和7年12月20日
島勝診療所	北牟婁郡紀北町島勝浦315	令和7年12月31日
アクア薬局羽津店	四日市市羽津山町4-27	令和8年1月16日
つばめ薬局	津市野田779番1	令和8年2月28日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町1521-1	令和8年1月23日
ネオ薬局	員弁郡東員町笹尾東2丁目5-6	令和7年12月31日

三重県告示第196号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和8年3月27日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
O I C訪問歯科診療部	志摩市阿児町鵜方5019番地	令和8年1月27日

三重県告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和8年3月27日

三重県知事 一見勝之

- 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
三重県立子ども心身発達医療センター条例（平成28年三重県条例第4号）第5条に規定する収入の収納事務
- 指定をした日
令和8年3月10日
- 委託をした日

令和8年3月10日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

三重県告示第198号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を松阪市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和8年3月27日

三重県知事 一見勝之

第1

1 通知することができない者の氏名

伊藤 佐太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町深野字檜根ケ谷 1505

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

上山 辻松

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町深野字檜根ケ谷 1506

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

田上 千鶴

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町上仁柿字牛子場 813、字ヤング 825

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

竹岡 幸郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町上仁柿字櫃坂口 2054 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

丸山 嘉平、海住 久男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町上仁柿字櫃坂口 2070 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

井上 又兵衛

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町宮前字池久保 1640 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第7

- 1 通知することができない者の氏名
中村 日出夫
 - 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市飯高町宮前字池久保 1640 の2
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第8

- 1 通知することができない者の氏名
西浦 且明
 - 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市飯高町赤桶字イノ谷 114
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第9

- 1 通知することができない者の氏名
西浦 昭
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市飯高町赤桶字イノ谷 117、117 の1、118
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

西浦 克征

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字イノ谷 119

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 11

1 通知することができない者の氏名

竹口 久士

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字イノ谷 120

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 12

1 通知することができない者の氏名

柳瀬 隼人

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字イノ谷 127

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 199 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。)第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

令和 8 管理年度(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間)におけるするめいか、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第 1 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量(法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。) 現行水準
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県するめいか漁業	現行水準

第 2 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量 47.4 トン
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ(小型魚)定置漁業	17.8 トン
三重県くろまぐろ(小型魚)中型まき網漁業	14.7 トン
三重県くろまぐろ(小型魚)養殖用種苗採捕漁業	3.5 トン
三重県くろまぐろ(小型魚)その他漁業	11.4 トン

第 3 くろまぐろ(大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量 45.8 トン
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	13.2 トン
三重県くろまぐろ(大型魚)その他漁業	29.4 トン

三重県告示第 200 号

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱(平成 14 年三重県告示第 616 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

14	三重県省エネ住宅導入促進事業費補助金	2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(以下この項において「ZEH」という。)の建設又は購入に対する支援をすることで、住宅の脱炭	ZEH又はZEHを上回る性能の住宅の建設又は購入に要する経費について市町が補助を行う場合における当該補助に要する経費	別に定める。	市町
----	--------------------	--	--	--------	----

	素化及び良質な住環境の促進を図る。		
--	-------------------	--	--

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

三重県告示第 201 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和8年3月27日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桑名大安線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市大字西別所字石曾根 904 番 4 地先から 桑名市大字稗田字高畑毛 289 番 2 地先まで	旧	9.8~14.8	224.2

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市上長瀬字川前 2214 番地先から 名張市上長瀬字川前 2220 番 6 地先まで	旧	14.3~44.7	21.5
	新	14.3~36.3	21.5

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市上長瀬字東出 2624 番 1 地先内	旧	29.2~40.6	4.0
	新	29.2~42.2	4.0

三重県告示第 202 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和8年3月27日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 306号	亀山市長明寺町字笠松 842 番 1 地先から 亀山市長明寺町字笠松 842 番 3 地先まで	令和8年3月27日
県道 高奈上三瀬線	多気郡大台町高奈字西野々 362 番 6 地先から 多気郡大台町高奈字川面山 356 番 1 地先まで	令和8年4月1日
一般国道 422号	北牟婁郡紀北町十須字広内 509 番地先内	令和8年3月27日

三重県告示第 203 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和8年3月27日

三重県知事 一見勝之

- 1 施行者の名称
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画公園事業
5・5・1 垂坂公園・羽津山緑地
- 3 事業施行期間
平成 18 年 1 月 27 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

三重県告示第 204 号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示
教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の表第 6 号の項（B）の欄を次のように改める。

中学校体育連盟が主催する全国・ブロック大会への引率に係る旅費を地域スポーツ団体に補助することで、地域スポーツ活動の発展及び充実並びに運動部活動の地域展開の推進を図る。

別表第 1 の表第 19 号の項（B）の欄を次のように改める。

県立高等学校で学ぶ生徒に対して、授業料相当額を助成することで、教育費の負担軽減を図り教育の機会均等に寄与する。

別表第 1 の表第 20 号の項（B）の欄を次のように改める。

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校で学び直す場合に、授業料相当額の助成を行い、教育費の負担軽減を図る。

別表第 1 の表第 22 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

市町における中学校部活動の地域展開等に係る体制整備等の支援及び部活動指導員の配置支援を行い、部活動等の充実・活性化を図る。	体制整備等に要する経費及び部活動指導員配置に要する経費
---	-----------------------------

別表第 1 の表第 26 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

部活動の地域展開等スタートアップ補助金	市町における部活動の地域展開等に係る取組の推進を図る。	市町において実施する、部活動の地域展開等に係る事業に要する経費
---------------------	-----------------------------	---------------------------------

別表第 1 の表第 27 号の項を次のように改める。

27	外国籍の生徒に対する修学支援事業補助金	高等学校等就学支援金補助金の対象外となる外国籍の生徒に対して、授業料相当額を助成することで、教育費の負担軽減を図る。	授業料相当額	教育長が別に定める。	県立高等学校に在学する外国籍の生徒のうち、別に定める要件を満たすもの
----	---------------------	--	--------	------------	------------------------------------

別表第1の表第29号の項を次のように改める。

29	令和10年度全国高等学校総合体育大会運営負担金	令和10年度全国高等学校総合体育大会の開催を通して、心身ともに健全な青少年の育成を図る。	令和10年度全国高等学校総合体育大会の開催準備に係る経費	教育長が別に定める。	令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県準備委員会
----	-------------------------	--	------------------------------	------------	----------------------------

別表第1の表に次のように加える。

30	給食費負担軽減補助金（市町）	学校給食に係る食材費を支援することで、保護者の負担軽減を図る。	給食の食材に係る経費	教育長が別に定める。	市町
31	給食費負担軽減補助金（県立学校）	学校給食に係る食材費を支援することで、保護者の負担軽減を図る。	給食の食材に係る経費	教育長が別に定める。	特別支援学校（小学部）の給食会計管理者

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

公安委告示

三重県公安委員会告示第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」といいます。）第2条の規定により告示します。

令和8年3月27日

三重県公安委員会委員長 吉田 すみ江

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」といいます。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」といいます。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」といいます。）

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	講習時間	受講定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和8年11月9日（月）から同月19日（木）までのうち、三重県の休日等を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる休日及び火曜日（以下「休日等」といいます。）を除く7日間	午前9時から午後5時まで（追加取得講習の初日は午後1時から）	計 40人
	追加取得講習	令和8年11月13日（金）から同月19日（木）までの休日等を除く4日間		
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和8年6月1日（月）から同月10日（水）までの休日等を除く6日間	午前9時から午後5時まで（追加取得講習の初日は午後1時から）	計 40人
	追加取得講習	令和8年6月5日（金）から同月10日（水）までのうち休日等を除く3日間		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込時において、次のいずれかに該当する者としてします。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」といいます。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講対象者は、受講申込時において、当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとしてします。

4 受講申込手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1通提出してください。

- ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真（申込書提出の日6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付したもの）
- イ 3の受講対象者に該当することを疎明する書面
 - (ア) 3(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）及び履歴書
 - (イ) 3(1)イに該当する者

3(1)イに掲げる合格証明書の写し
 - (ウ) 3(1)ウに該当する者

3(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 3(1)エに該当する者

3(1)エに掲げる1級の検定に係る合格証の写し
 - (オ) 3(1)オに該当する者

3(1)オに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
 - (カ) 3(2)に該当する者

現に交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し及び(ア)から(オ)までのいずれかの書面

(2) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 受講申込書の受付期間

警備業務の区分	受付期間
施設警備業務	令和8年9月29日（火）から同年10月2日（金）までの午前8時30分から午後4時まで
雑踏・交通誘導警備業務	令和8年4月21日（火）から同月24日（金）までの午前8時30分から午後4時まで

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（郵送及び電話による受付は行っておりません。）

5 オンラインによる申込み

本講習への申込みについては、e-Gov電子申請（デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイトをいいます。）から行うことができます。オンラインによる申込みを希望する場合は、事前に三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3028）又は三重県内の警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課へ問い合わせてください。

6 講習手数料

警備業務の区分	講習の区分	講習手数料
施設警備業務	新規取得講習	47,000 円
	追加取得講習	23,000 円
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	38,000 円
	追加取得講習	14,000 円

講習手数料は、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の講習手数料は還付しません。

7 講習初日の受付時間

(1) 新規取得講習

午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

(2) 追加取得講習

午後 0 時 45 分から午後 1 時までとします。

8 講習業務の委託

講習は、一般社団法人三重県警備業協会（所在地：三重県津市島崎町 275 番地）に委託して実施します。

9 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 受講時に筆記用具を持参してください。

(3) 原則、受講する本人が申し込んでください。

代理人が申し込む場合には、委任状を添付してください。

(4) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3028）又は三重県内の警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課へ問い合わせてください。

三重県公安委員会告示第 8 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」といいます。）第 13 条において準用する同規則第 2 条の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

1 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

実施期日	講習時間	受講定員
令和 8 年 8 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの同月 4 日（火）を除く 4 日間	午前 9 時から午後 5 時まで	15 人

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

2 受講申込手続等

(1) 提出書類

講習規則別記様式第 1 号の機械警備業務管理者講習受講申込書 1 通（写真（申込書提出の日 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの）を貼付したもの）

- (2) 受講申込書の配布場所
三重県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 受講申込書の受付期間
令和 8 年 6 月 30 日（火）から同年 7 月 3 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
受付は、定員になり次第締め切ります。
- (4) 受講申込書の受付場所
三重県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（郵送及び電話による受付は行っておりません。）
- (5) オンラインによる申込み
本講習への申込みについては、e-Gov 電子申請（デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイトをいいます。）から行うことができます。オンラインによる申込みを希望する場合は、事前に三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3028）又は三重県内の警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課へ問い合わせてください。
- 3 講習初日の受付時間
午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。
- 4 講習手数料
受講申込書の提出時に、39,000 円を三重県収入証紙により納入してください。
なお、既納の講習手数料は、還付しません。
- 5 講習業務の委託
講習は、一般社団法人三重県警備業協会（所在地：三重県津市島崎町 275 番地）に委託して実施します。
- 6 その他
 - (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。
 - (2) 受講時に、筆記用具を持参してください。
 - (3) 原則、受講する本人が申し込んでください。
代理人が申し込む場合には、委任状を添付してください。
 - (4) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3028）又は三重県内の警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課へ問い合わせてください。

訓 令

三重県訓令第 2 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令
三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和 53 年三重県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第 2 条、第 3 条関係）						別表（第 2 条、第 3 条関係）					
部	機関	職員	品目	数量	期間 (年)	部	機関	職員	品目	数量	期間
1	各各機関	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	1	各各機関	(1) (略)	(略)	(略)	(略)

部		(2) 下記業務に従事する職員（技術専門員又は特に担当部長が必要と認める者に限る。） イ 自動車運行管理業務に従事する者 ロ 施設管理業務に従事する者	作業服(上下) 作業服(帽子) 夏シャツ ゴム長靴	1 1 1 1	1 3 2 5
		(3) 所属長が必要と認める職員	業務上必要と認める消耗品（1件500円以下のものに限る。）	予算の範囲内において所属長が定める。	所属長が必要と認める期間
2	総務部	(1) 総務部に従事する職員であつて、特に総務部長が必要と認める者	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) 防寒服	1 1 1 1	別に定める。 3 5
		(2) 機械技師 電気技師 （保守管理業務に従事する者に限る。）	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) ブック靴	1 1 1 1	2 1 3 1
		(3) 建築技師 機械技師 電気技師 土木技師 （管財課において、(2)に掲げる者を除く。）	作業服(上下) 作業服(帽子) 防寒服 ゴム長靴	1 1 1 1	2 3 5 5
		(4) 軽油調査	作業服(上下)	1	2

部		(2) 下記業務に従事する職員（技術専門員又は特に担当部長が必要と認める者に限る。） イ 自動車運行管理業務に従事する者 ロ 施設管理業務に従事する者	作業服(上下) 夏シャツ ゴム長靴	1 1 1	1 2 5
		(3) 所属長が必要と認める職員	業務上必要と認める消耗品（1件500円以下のものに限る。）	予算の範囲内において所属長が定める。	所属長が必要と認める期間
2	総務部	(1) 総務部に従事する職員であつて、特に総務部長が必要と認める者	作業服(上) 作業服(下) 防寒服	1 1 1	別に定める。 3 5
		(2) 機械技師 電気技師 （保守管理業務に従事する者に限る。）	作業服(上) 作業服(下) ブック靴	1 1 1	2 1 1
		(3) 建築技師 機械技師 電気技師 土木技師 （管財課において、(2)に掲げる者を除く。）	作業服(上下) 作業服(帽子) 防寒服 ゴム長靴	1 1 1 1	2 3 5 5
		(4) 軽油調査	作業服(上下)	1	2

		の業務に従事する者	作業服(帽子) 防寒服	1 1	3 5				
		(5) 家屋評価調査の業務に従事する者	作業服(上下) 作業服(帽子) 防寒服	1 1 1	2 3 5				
		(6) 高速コピー業務に従事する職員(技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上下) 作業服(帽子)	1 1	1 3				
		(7) リサイクル・シュレッター業務に従事する職員(技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上下) 作業服(帽子) 夏シャツ 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 1	1 3 2 5 2				
		(8) 自動車運行管理業務に従事する職員(技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上下) 作業服(帽子) 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 1 1	1 3 2 5 5 2				
	(2) 県税事務所	軽油調査の業務に従事する者	作業服(上下) 作業服(帽子) 防寒服	1 1 1	2 3 5				
	(3) 地域防災総合事務所	自動車管理業務に従事する職員(技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上下) 作業服(帽子) 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 1 1	1 3 2 5 5 2				
3	地域連携・部交通	土地取引指導の業務に従事する者	作業服(上下) 作業服(帽子)	1 1	3 3				
		の業務に従事する者	作業服(上下) 防寒服	1	5				
		(5) 家屋評価調査の業務に従事する者	作業服(上下) 作業服(帽子) 防寒服	1 1 1	2 3 5				
		(6) 高速コピー業務に従事する職員(技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上下) 作業服(帽子)	1 1	1 3				
		(7) リサイクル・シュレッター業務に従事する職員(技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上下) 作業服(帽子) 夏シャツ 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 1	1 3 2 5 2				
		(8) 自動車運行管理業務に従事する職員(技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上下) 作業服(帽子) 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 1 1	1 3 2 5 5 2				
	(2) 県税事務所	軽油調査の業務に従事する者	作業服(上下) 作業服(帽子) 防寒服	1 1 1	2 3 5				
	(3) 地域防災総合事務所	自動車管理業務に従事する職員(技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上下) 作業服(帽子) 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 1 1	1 3 2 5 5 2				
3	地域連携・部交通	土地取引指導の業務に従事する者	作業服(上下) 作業服(帽子)	1 1	3 3				

4	防 災 対 策 部	防 災 対 策	(1) 高圧ガス 保安法（昭 和 26 年法 律 第 204 号）、消防 法（昭和 23 年法律第 1 86 号）及び 火薬類取締 法（昭和 25 年法律第 1 49 号）に基 づく検査等 に従事する 者	作業服（上下）	1	2	4	防 災 対 策 部	防 災 対 策	(1) 高圧ガス 保安法（昭 和 26 年法 律 第 204 号）、消防 法（昭和 23 年法律第 1 86 号）及び 火薬類取締 法（昭和 25 年法律第 1 49 号）に基 づく検査等 に従事する 者	作業服（上下）	1	2	4	防 災 対 策 部	防 災 対 策
				作業服（帽子）	1	3					防寒服（上）	1	5			
			(2) (略)	(略)	(略)	(略)				(2) (略)	(略)	(略)	(略)			
5	医 療 保 健 部	(1) 医療 保健部	食品衛生監視 員	白衣	1	2	5	医 療 保 健 部	(1) 医療 保健部	食品衛生監視 員	白衣	1	2	5	医 療 保 健 部	(1) 医療 保健部
				又は 作業服（上下） 作業服（帽子）	1	2					1	3	又は 作業服（上下） 作業服（帽子）			
		(2) 保健 所	(1) (略)	(略)	(略)	(略)			(2) 保健 所	(1) (略)	(略)	(略)	(略)			
			(2) 放射線照 射業務に従 事する診療 エックス線 技師又は診 療放射線技 師	白衣 作業服（上下） 作業服（帽子）	1	1				(2) 放射線照 射業務に従 事する診療 エックス線 技師又は診 療放射線技 師	白衣 作業服（上下）	1	1			
			(3) 栄養指導 業務に従事 する栄養士 又は管理栄 養士	白衣 又は エプロン 帽子	1	1				(3) 栄養指導 業務に従事 する栄養士 又は管理栄 養士	白衣 又は エプロン 帽子	1	1			
			(4) 衛生又は 臨床検査業 務に従事す る化学技 師、衛生検 査技師、臨 床検査技 師、薬剤師 又は獣医師	白衣 作業服（上下） 作業服（帽子）	2	1				(4) 衛生又は 臨床検査業 務に従事す る化学技 師、衛生検 査技師、臨 床検査技 師、薬剤師 又は獣医師	白衣 作業服（上下）	2	1			
			(5) 食品衛生 監視員 薬事監 視員	白衣 又は 作業服（上下） 作業服（帽子） 防寒服 （毒物劇物監	1	2				(5) 食品衛生 監視員 薬事監 視員	白衣 又は 作業服（上下） 防寒服 （毒物劇物監	1	2			

		視員に指定された者に限る。)			
	(6) (略)	(略)	(略)	(略)	
	(7) 狂犬病予防員(獣医師)又は動物愛護業務に従事する者	作業服(上下) 作業服(帽子) 防寒服	1 1 1	2 3 5	
	(3) (略)	(略)	(略)	(略)	
	(4) 動物愛護推進センター	(1) 獣医師	作業服(上下)	1	1
			作業服(帽子)	1	3
			防寒服	1	5
			白衣(長)	1	1
			白衣(半)	1	1
			白ズボン	2	1
		(2) 事務を掌る職員	作業服(上下)	1	1
			作業服(帽子)	1	3
			防寒服	1	5
			ゴム長靴	1	1
(5) 保健環境研究所	衛生分野の試験研究に従事する者	白衣	2	1	
		作業服(下)	1	1	
		又は 作業服(上)	1	1	
		作業服(下)	1	1	
		作業服(帽子)	1	3	
	防寒服	1	5		
(6)・(7) (略)		(略)	(略)	(略)	
6 子ども・福祉部		(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
	(4) 子ども心身発達医療センター	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
			(5) 栄養士又は管理栄養士	白衣及び白ズボン	2
		又は トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ	1	1	
		又は エプロン 帽子 白靴	2 1 1	1 1 1	
	(6) 事務を掌る職員	トレーニングシャツ 又は	1	2	

		視員に指定された者に限る。)				
	(6) (略)	(略)	(略)	(略)		
	(7) 狂犬病予防員(獣医師)又は動物愛護業務に従事する者	作業服(上下) 作業服(帽子) 防寒服	1 1 1	2 3 5		
	(3) (略)	(略)	(略)	(略)		
	(4) 動物愛護推進センター	(1) 獣医師	作業服(上下)	1	1	
				防寒服	1	5
				白衣(長)	1	1
				白衣(半)	1	1
				白ズボン	2	1
				ゴム長靴	1	1
		(2) 事務を掌る職員	作業服(上下)	1	1	
			防寒服	1	5	
			ゴム長靴	1	1	
(5) 保健環境研究所	衛生分野の試験研究に従事する者	白衣	2	1		
		作業服(下)	1	1		
		又は 作業服(上)	1	1		
		作業服(下)	1	1		
		防寒服	1	5		
(6)・(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
6 子ども・福祉部	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)		
	(4) 子ども心身発達医療センター	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
			(5) 栄養士	白衣及び白ズボン	2	1
		又は トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ	1	1		
		又は エプロン 帽子 白靴	2 1 1	1 1 1		
	(6) 事務を掌る職員	トレーニングシャツ 又は	1	2		

			作業服(上)	1	2				作業服(上)	1	2
			作業服(帽子)	1	3						
		(7) 自動車運	作業服(上下)	1	1			(7) 自動車運	作業服(上下)	1	1
		転管理業務	作業服(帽子)	1	3			転管理業務			
		に従事する	又は					に従事する	又は		
		職員(技術	白衣	1	1			職員(技術	白衣	1	1
		専門員又は	夏シャツ	1	2			専門員又は	夏シャツ	1	2
		特に子ども・福祉部	ゴム長靴	1	5			特に子ども・福祉部	ゴム長靴	1	5
		長が必要と認める者に限る。)						長が必要と認める者に限る。)			
		(8)・(9)	(略)	(略)	(略)			(8)・(9)	(略)	(略)	(略)
		(略)						(略)			
7	環境生活部	(1) 電気技師	作業服(上下)	1	2	7	環境生活部	(1) 電気技師	作業服(上下)	1	2
		建築技師	作業服(帽子)	1	3			建築技師			
		土木技師	ブック靴	1	1			土木技師	ブック靴	1	1
		(保守管	防寒服	1	5			(保守管	防寒服	1	5
		理業務、工						理業務、工			
		事監督業						事監督業			
		務等に従事する者に限る。)						務等に従事する者に限る。)			
		(2) 環境影響	作業服(上下)	1	3			(2) 環境影響	作業服(上下)	1	3
		評価に係る	作業服(帽子)	1	3			評価に係る			
		現場調査に	ゴム長靴	1	3			現場調査に	ゴム長靴	1	3
		従事する者						従事する者			
		(3) 水道事業	作業服(上下)	1	2			(3) 水道事業	作業服(上下)	1	2
		認可に係る	作業服(帽子)	1	3			認可に係る			
		現場調査に						現場調査に			
		従事する者						従事する者			
		(4) 地盤沈下	作業服(上下)	1	2			(4) 地盤沈下	作業服(上下)	1	2
		対策に係る	作業服(帽子)	1	3			対策に係る			
		水準測量に						水準測量に			
		従事する者						従事する者			
		(5) 産業廃棄	作業服(上下)	1	2			(5) 産業廃棄	作業服(上下)	1	2
		物の監視指	作業服(帽子)	1	3			物の監視指			
		導に従事す	安全靴	1	3			導に従事す	安全靴	1	3
		る者	ゴム長靴	1	3			る者	ゴム長靴	1	3
			防寒服	1	5				防寒服	1	5
		(6) 土砂等の	作業服(上下)	1	2			(6) 土砂等の	作業服(上下)	1	2
		埋立て等の	作業服(帽子)	1	3			埋立て等の			
		指導に従事	安全靴	1	3			指導に従事	安全靴	1	3
		する者	ゴム長靴	1	3			する者	ゴム長靴	1	3
			防寒服	1	5				防寒服	1	5
		(7) 現場業務	作業服(上下)	1	2			(7) 現場業務	作業服(上下)	1	2
		に従事する	作業服(帽子)	1	3			に従事する			
		職員であつ	防寒服	1	5			職員であつ	防寒服	1	5
		て、特に環						て、特に環			

		境生活部長が必要と認める者							
	(2) 地域防災総合事務所	(1) 環境衛生指導員	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) ゴム長靴	1 1 1 1	2 1 3 3				
	地域活性化局	(2) 現場業務に従事する職員	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) ゴム長靴	1 1 1 1	2 1 3 3				
		(3) (略)	(略)	(略)	(略)				
	(3) 保健環境研究所	環境分野の試験研究に従事する者	白衣 又は 作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) 安全靴 ゴム長靴 運動靴 防寒服	1 1 2 1 1 1 1 1	1 1 3 5 3 1 1 5				
	(4) 斎宮歴史博物館	発掘作業に従事する者	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) ゴム長靴 防寒服	1 1 1 1 1	2 1 3 3 5				
8	農林水産部	(1) 農林水産部	(1) 水産資源課において漁業取締業務に従事する職員	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) ゴム長靴	1 1 1 1	別に定める。 3 3			
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)				
		(3) 水産業普及指導員	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) ゴム長靴	1 1 1 1	別に定める。 3 3				
		(4) 現場業務に従事する職員であつて、特に農林水産部長が必要と認める者	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) 防寒服 ゴム長靴 雨ガッパ	1 1 1 1 1 1	別に定める。 3 別に定める。				
	(2) 農政事務所	(1) 現場業務に従事する職員	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) ゴム長靴	1 1 1 1	別に定める。 3 3				
	農林事務所	(2) (略)	(略)	(略)	(略)				
		境生活部長が必要と認める者							
	(2) 地域防災総合事務所	(1) 環境衛生指導員	作業服(上) 作業服(下) ゴム長靴	1 1 1	2 1 3				
	地域活性化局	(2) 現場業務に従事する職員	作業服(上) 作業服(下) ゴム長靴	1 1 1	2 1 3				
		(3) (略)	(略)	(略)	(略)				
	(3) 保健環境研究所	環境分野の試験研究に従事する者	白衣 又は 作業服(上) 作業服(下) 安全靴 ゴム長靴 運動靴 防寒服	1 1 2 1 1 1 1	1 1 3 5 3 1 1 5				
	(4) 斎宮歴史博物館	発掘作業に従事する者	作業服(上) 作業服(下) ゴム長靴 防寒服	1 1 1 1	2 1 3 5				
8	農林水産部	(1) 農林水産部	(1) 水産資源管理課において漁業取締業務に従事する職員	作業服(上) 作業服(下) ゴム長靴	1 1 1	別に定める。 3			
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)				
		(3) 水産業普及指導員	作業服(上) 作業服(下) ゴム長靴	1 1 1	別に定める。 3				
		(4) 現場業務に従事する職員であつて、特に農林水産部長が必要と認める者	作業服(上) 作業服(下) 作業服(帽子) 防寒服 ゴム長靴 雨ガッパ	1 1 1 1 1 1	別に定める。 3 別に定める。				
	(2) 農政事務所	(1) 現場業務に従事する職員	作業服(上) 作業服(下) ゴム長靴	1 1 1	別に定める。 3 3				
	農林事務所	(2) (略)	(略)	(略)	(略)				

水産事務所					水産事務所						
(3) 病害虫防除所	技術を掌る職員	作業服(上)	1	別に定める。	(3) 病害虫防除所	技術を掌る職員	作業服(上)	1	別に定める。		
		作業服(下)	1				作業服(下)	1			
		作業服(帽子)	1				3	作業服(帽子)		1	3
		ゴム長靴	1				2	ゴム長靴		1	2
		防寒服	1				5	防寒服		1	5
(4) 家畜保健衛生所	技術を掌る職員	作業服(上下)	1	別に定める。	(4) 家畜保健衛生所	技術を掌る職員	作業服(上下)	1	別に定める。		
		作業服(帽子)	1				3	作業服(帽子)		1	3
		白衣	1				1	白衣		1	1
		ゴム長靴	1				2	ゴム長靴		1	2
		防寒服	1				5	防寒服		1	5
(5) 農業研究所	(1) 技術を掌る職員(企画調整業務に従事する職員を除く。)	作業服(上)	1	2	(5) 農業研究所	(1) 技術を掌る職員(企画調整業務に従事する職員を除く。)	作業服(上)	1	2		
		作業服(下)	1	1			作業服(下)	1	1		
		作業服(帽子)	1	3			作業服(帽子)	1	3		
		又は白衣	1	1			又は白衣	1	1		
		又はゴム長靴	1	2			又はゴム長靴	1	2		
	若しくは地下たび	1	1	若しくは地下たび	1	1					
	(2) 機械操作業務に従事する職員(技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上)	1	1	(2) 機械操作業務に従事する職員(技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上)	1	1			
		作業服(下)	3	1		作業服(下)	3	1			
		作業服(帽子)	1	3		作業服(帽子)	1	3			
		夏シャツ	1	1		夏シャツ	1	1			
		安全靴	1	3		安全靴	1	3			
		雨ガッパ	1	2		雨ガッパ	1	2			
		ゴム長靴	1	2		ゴム長靴	1	2			
	防寒服	1	5	防寒服	1	5					
	帽子(保護帽)	1	5	帽子(保護帽)	1	5					
運動靴	1	1	運動靴	1	1						
(3) (2)の職員以外の現場業務に従事する職員(技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上)	1	1	(3) (2)の職員以外の現場業務に従事する職員(技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上)	1	1				
	作業服(下)	3	1		作業服(下)	3	1				
	作業服(帽子)	1	3		作業服(帽子)	1	3				
	夏シャツ	1	1		夏シャツ	1	1				
	雨ガッパ	1	1		雨ガッパ	1	2				
	帽子	1	2		帽子	1	2				
	ゴム長靴	1	2		ゴム長靴	1	2				
運動靴	1	0.5	運動靴	1	0.5						
防寒服	1	5	防寒服	1	5						
(6) 畜産研究所	(1) 技術を掌る職員	作業服(上)	1	2	(6) 畜産研究所	(1) 技術を掌る職員	作業服(上)	1	2		
		作業服(下)	1	1			作業服(下)	1	1		
		作業服(帽子)	1	3			又は白衣	1	1		
		又は白衣	1	1			又はゴム長靴	1	2		
		又はゴム長靴	1	2			又は地下たび	1	1		
若しくは地下たび	1	1									

		(2) 機械操作業務に従事する職員(技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上)	1	1			(2) 機械操作業務に従事する職員(技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上)	1	1			
			作業服(下)	3	1				作業服(下)	3	1			
			作業服(帽子)	1	3				作業服(帽子)	1	3			
			夏シャツ	1	1				夏シャツ	1	1			
			安全靴	1	3				安全靴	1	3			
			雨ガッパ	1	2				雨ガッパ	1	2			
			ゴム長靴	1	2				ゴム長靴	1	2			
			防寒服	1	5				防寒服	1	5			
			帽子(保護帽)	1	5				帽子(保護帽)	1	5			
			運動靴	1	1				運動靴	1	1			
		(3) (2)の職員以外の現場業務に従事する職員(技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上)	1	1			(3) (2)の職員以外の現場業務に従事する職員(技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上)	1	1			
			作業服(下)	3	1				作業服(下)	3	1			
			作業服(帽子)	1	3				作業服(帽子)	1	3			
			夏シャツ	1	1				夏シャツ	1	1			
			雨ガッパ	1	2				雨ガッパ	1	2			
			帽子	1	2				帽子	1	2			
			ゴム長靴	1	0.5				ゴム長靴	1	0.5			
			防寒服	1	5				防寒服	1	5			
(7) 林業研究所	(1) 技術を掌する職員(企画調整業務に従事する職員を除く。)		作業服(上)	1	2			(7) 林業研究所	(1) 技術を掌する職員(企画調整業務に従事する職員を除く。)	作業服(上)	1	2		
			作業服(下)	1	1				作業服(下)	1	1			
			作業服(帽子)	1	3				作業服(帽子)	1	3			
			又は白衣	1	1				又は白衣	1	1			
			ゴム長靴	1	2				ゴム長靴	1	2			
			作業服(上)	1	1				作業服(上)	1	1			
		(2) 現場業務に従事する職員(技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。)	作業服(下)	3	1				作業服(下)	3	1			
			作業服(帽子)	1	3				作業服(帽子)	1	3			
			夏シャツ	1	1				夏シャツ	1	1			
			雨ガッパ(ゴム引)	1	1				雨ガッパ(ゴム引)	1	1			
			帽子(保護帽)	1	5				帽子(保護帽)	1	5			
			ゴム長靴	1	2				ゴム長靴	1	2			
			運動靴	1	0.5				運動靴	1	0.5			
			防寒服	1	5				防寒服	1	5			
(8) 水産研究所	(1) 技術を掌する職員(企画調整業務に従事する職員を除く。)		作業服(上)	1	2			(8) 水産研究所	(1) 技術を掌する職員(企画調整業務に従事する職員を除く。)	作業服(上)	1	2		
			作業服(下)	1	1				作業服(下)	1	1			
			作業服(帽子)	1	3				作業服(帽子)	1	3			
			又は白衣	1	1				又は白衣	1	1			
			ゴム長靴	1	2				ゴム長靴	1	2			
			防寒服	1	5				防寒服	1	5			
	(2) 船長機関長		作業服(上下)	1	1				作業服(上下)	1	1			
			作業服(帽子)	1	3				作業服(帽子)	1	3			
			夏シャツ	1	1				夏シャツ	1	1			
			ゴム長靴	1	2				ゴム長靴	1	2			
			防寒服	1	5				防寒服	1	5			
			雨ガッパ	1	2				雨ガッパ	1	2			

		帽子	1	2	
	(3) 現場業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必 要と認める者に限る。）	作業服（上） 作業服（下） 作業服（帽子） 夏シャツ 雨ガッパ（ゴム引） 帽子（保護帽） ゴム長靴 防寒服	1 3 1 1 1 1 1 1	1 1 3 1 2 2 2 5	
(9) 地域農業改良普及センター 中央農業改良普及センター	農業普及指導員	作業服（上） 作業服（下） 作業服（帽子） ゴム長靴 防寒服	1 1 1 1 1	別に定める。 2 3 2 5	
(10) 農業大学校	(1) 技術を掌する職員	作業服（上） 作業服（下） 作業服（帽子） 又は 白衣 ゴム長靴 若しくは 地下たび	1 1 1 1 1 1 1	別に定める。 2 3 1 1 2 1 1	
	(2) 機械操作業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上） 作業服（下） 作業服（帽子） 夏シャツ 安全靴 雨ガッパ ゴム長靴 防寒服 帽子（保護帽） 運動靴	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	別に定める。 2 3 1 3 2 2 5 5 1	
9 雇用経済部	(1) 工業研究所・津高等技術学校一体整備プロジェクトチーム	現場立ち合い業務に従事する職員	作業服（上） 作業服（下） 作業服（帽子） 安全靴 防寒服	1 1 1 1 1	2 2 3 3 5
	(2) 計量検定所	計量事務に従事する者	作業服（上） 作業服（下）	1 1	別に定める。

		帽子	1	2	
	(3) 現場業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必 要と認める者に限る。）	作業服（上） 作業服（下） 作業服（帽子） 夏シャツ 雨ガッパ（ゴム引） 帽子（保護帽） ゴム長靴 防寒服	1 3 1 1 1 1 1 1	1 1 3 1 2 2 2 5	
(9) 地域農業改良普及センター 中央農業改良普及センター	農業普及指導員	作業服（上） 作業服（下） ゴム長靴 防寒服	1 1 1 1	別に定める。 2 2 5	
(10) 農業大学校	(1) 技術を掌する職員	作業服（上） 作業服（下） 又は 白衣 ゴム長靴 又は 地下たび	1 1 1 1 1 1 1	別に定める。 2 1 1 2 1 1	
	(2) 機械操作業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上） 作業服（下） 夏シャツ 安全靴 雨ガッパ ゴム長靴 防寒服 帽子（保護帽） 運動靴	1 1 1 1 1 1 1 1 1	別に定める。 2 1 1 3 2 2 5 5 1	
9 雇用経済部	(1) 計量検定所	計量事務に従事する者	作業服（上） 作業服（下）	1 1	別に定める。

	門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。)	雨ガッパ (ゴム引) 帽子 (保護帽) 帽子 (略帽) ゴム長靴 運動靴 保安靴 防寒服	1 1 1 1 1 1 1	2 5 1 2 1 2 5					
	(4) 港湾管理業務に従事する職員 (技術専門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。)	作業服 (上) 作業服 (下) 作業服 (帽子) 夏シャツ 雨ガッパ (ゴム引) 帽子 (保護帽) 帽子 (略帽) ゴム長靴 運動靴 保安靴 防寒服	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 3 1 2 5 1 2 1 2 5					
	(5) パトロール業務に従事する職員 (技術専門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。)	作業服 (上) 作業服 (下) 作業服 (帽子) 夏シャツ 雨ガッパ (ゴム引) 帽子 (保護帽) 帽子 (略帽) ゴム長靴 運動靴 保安靴 防寒服	1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1	1 1 3 2 2 5 1 2 0.5 2 5					
	(3) 流域下水道事務所事務にあつて、特に県土整備部長が必要と認める者	現場業務及び水防業務に従事する職員であつて、特に県土整備部長が必要と認める者	作業服 (上) 作業服 (下) 作業服 (帽子) 防寒服	1 1 1 1	別に定める。 3 5				
		門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。)	雨ガッパ (ゴム引) 帽子 (保護帽) 帽子 (略帽) ゴム長靴 運動靴 保安靴 防寒服	1 1 1 1 1 1 1	2 5 1 2 1 2 5				
	(4) 港湾管理業務に従事する職員 (技術専門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。)	作業服 (上) 作業服 (下) 作業服 (帽子) 夏シャツ 雨ガッパ (ゴム引) 帽子 (保護帽) 帽子 (略帽) ゴム長靴 運動靴 保安靴 防寒服	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 3 1 2 5 1 2 1 2 5					
	(5) パトロール業務に従事する職員 (技術専門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。)	作業服 (上) 作業服 (下) 作業服 (帽子) 夏シャツ 雨ガッパ (ゴム引) 帽子 (保護帽) 帽子 (略帽) ゴム長靴 運動靴 保安靴 防寒服	1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1	1 1 3 2 2 5 1 2 0.5 2 5					
	(3) 流域下水道事務所事務にあつて、特に県土整備部長が必要と認める者	現場業務及び水防業務に従事する職員であつて、特に県土整備部長が必要と認める者	作業服 (上) 作業服 (下) 作業服 (帽子) 防寒服	1 1 1 1	別に定める。 3 5				

備考 作業服 (作業服 (帽子) を除く。以下この備考において同じ。) 並びに子ども心身発達医療センターに勤務する職員に係る貸与物品のうち、白衣、白ズボン及び帽子で数量が 1 のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を 2 (作業服にあつては 4) とする。この場合において、作業服の最初の貸与期間は、この表の期間の欄中「1」とあるのは「3」と、「2」とあるのは「4」と、「3」とあるのは「5」とする。

備考 作業服並びに子ども心身発達医療センターに勤務する職員に係る貸与物品のうち、白衣、白ズボン及び帽子で数量が 1 のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を 2 (作業服にあつては 4) とする。この場合において、作業服の最初の貸与期間は、この表の期間の欄中「1」とあるのは「3」と、「2」とあるのは「4」と、「3」とあるのは「5」とする。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議 会 訓 令

三重県議会訓令第 2 号

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県議会議長 服 部 富 男

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

三重県議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(個人識別符号) 第 3 条 条例第 2 条第 2 号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) (略) (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） <u>第 201 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等</u> (17) (略)	(個人識別符号) 第 3 条 条例第 2 条第 2 号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) (略) (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） <u>第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号</u> (17) (略)

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 3 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
津市	3 筆
伊勢市	1 筆
伊賀市	1 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 3 月 27 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 3 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
木曾岬町	9 筆
東員町	301 筆
鈴鹿市	160 筆
亀山市	13 筆

津市	424 筆
松阪市	1163 筆
多気町	82 筆
明和町	963 筆
大台町	26 筆
伊勢市	160 筆
玉城町	38 筆
伊賀市	129 筆
紀北町	1 筆
熊野市	7 筆
御浜町	26 筆
紀宝町	39 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 3 月 27 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可を、次のとおり取り消しました。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
伊藤 忠司	桑名市	伊藤 正彦	桑名市	桑名市長島町又木中田 165
伊藤 忠司	桑名市	平野 辰雄	桑名市	桑名市長島町殿名大田 494-2 ほか 4 筆
大橋 八重子	桑名市	加藤 憲幸	桑名市	桑名市長島町福吉青鷲 662 ほか 1 筆
有限会社土夢パークファーム	津市	社会福祉法人 朋友	鈴鹿市	鈴鹿市若松北 1 丁目 3329
加藤 吉一	鈴鹿市	加藤 哲也	鈴鹿市	鈴鹿市花川町花川 143

2 農用地利用集積等促進計画の取消年月日

令和 8 年 3 月 27 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業（小規模）東豊浜地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年3月30日から同年4月24日まで

3 縦覧の場所

伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩淵1丁目7番29号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 池の谷中池・下池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和8年3月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年3月30日から同年4月24日まで

3 縦覧の場所

名張市産業部農村整備室（名張市鴻之台1番町1番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営農地整備事業（経営体育成型）（高度水利機能確保基盤整備事業）寺井地区の換地処分を行いました。

令和8年3月27日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和8年3月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年3月10日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和8年3月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

津市島崎町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 3 月 6 日に終了した旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業地域
北牟婁郡紀北町島原

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 3 月 9 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市中野町及び同市市場町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 2 項の規定により、都市計画事業の認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画道路事業
3・3・5 号津海岸御殿場線
3・5・41 号河芸町島崎町線
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
津市桜橋 3 丁目 446-34
津建設事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画事業の種類及び名称
松阪都市計画下水道事業
中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
松阪市高町 138
中南勢流域下水道事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
